

南富良野町循環型社会形成推進地域計画

南 富 良 野 町

令和元年11月26日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

| | |
|--------|-----------------------|
| 対象市町村名 | 南富良野町 |
| 面積 | 665.54km ² |
| 人口 | 2,453人(令和元年9月30日現在人口) |

※対象地域図を資料として添付

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本町では、投資効果などの経済性を考慮して、比較的人口が密集する地域（幾寅地区・東鹿越地区）を対象に特定環境保全公共下水道事業（平成11年3月供用開始）により集合処理を整備し、区域内の生活排水を処理している現状であるが、その他集合する区域以外の地区は、地理的条件や経済性の観点から総合的に評価して、集合処理することは不利な条件にあると判断して、個別に処理する合併浄化槽の整備を推進してきているところであるが、未処理人口が総人口の14%を占めている状況となっている。このため、更なる生活排水処理対策の必要性が重要であると位置付けしている。

このことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、町民に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について広報、啓発を行うとともに、個別処理を行う地区については、下水道処理区域内外の均衡を図る上において、現状の合併処理浄化槽の設置助成制度を活用しながら一層の普及促進を図って参りたい。

また、既に合併処理浄化槽を整備した個人におかれては、適正な維持管理（保守点検と清掃及び定期検査）を図るよう徹底した指導を実施する。

- ① 公共下水道区域以外である地域においては、浄化槽設置整備事業による浄化槽整備を進める。
- ② 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を進める。

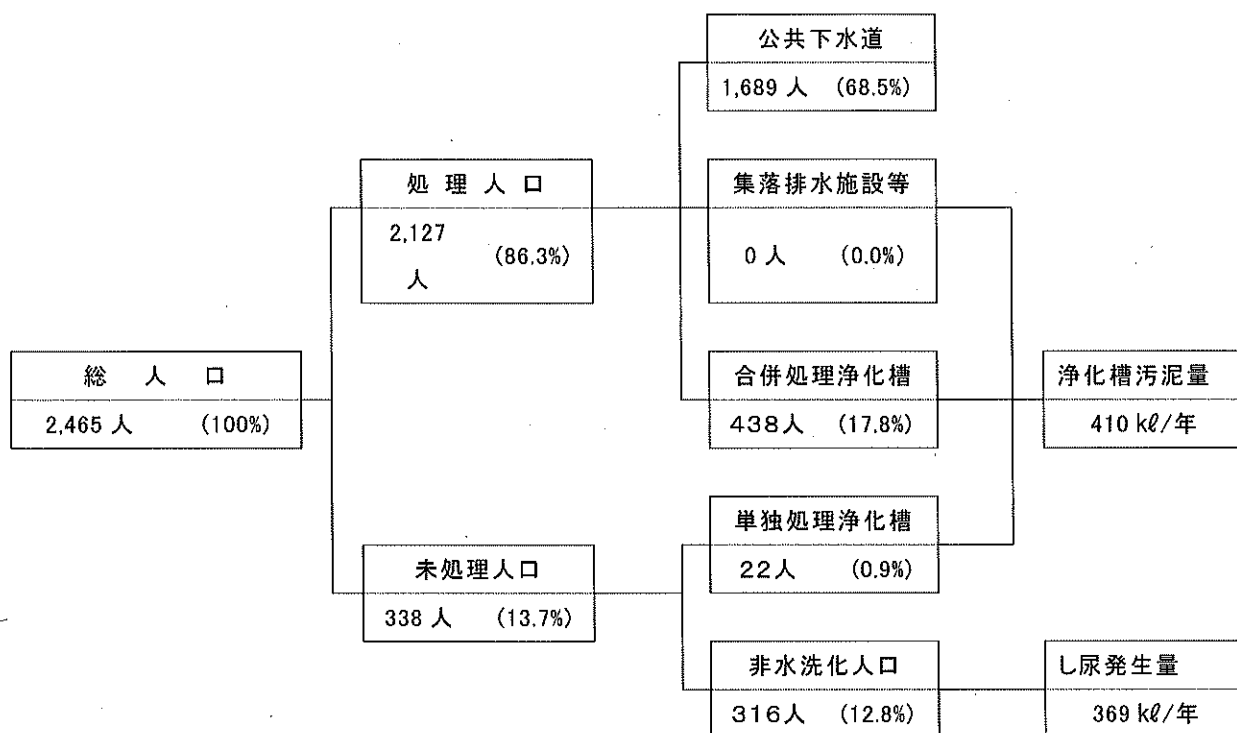
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 生活排水の処理の現状

平成30年度の生活排水処理状況は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で2,465人であり、水洗化人口は2,127人、汚水衛生処理率86.3%である。

図1 生活排水の処理状況フロー(平成30年度)



(2) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表1に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表1 生活排水処理に関する現状と目標

(単位:人)

| | | 平成30年度実績 | 令和7年度目標 |
|---------|-----------|----------------|----------------|
| 総人口 | | 2,465 | 2,400 |
| 処理形態別人口 | 公共下水道 | 1,689 68.5% | 1,710 71.2% |
| | 農業集落排水施設等 | 0 0.0% | 0 0.0% |
| | 合併処理浄化槽等 | 438 17.8% | 450 18.8% |
| | 未処理人口 | 338 13.7% | 240 10.0% |
| し尿汚泥の量 | 汲み取りし尿量 | 369キロリットル | 260キロリットル |
| | 浄化槽汚泥量 | 410キロリットル | 405キロリットル |
| | 合計 | 779キロリットル | 665キロリットル |

3 施策の内容

(1) 地域の特性に応じた汚水処理施設の整備

浄化槽、公共下水道等の汚水処理施設の整備にあたり、それぞれの特徴を踏まえ、地形等の自然条件、集落の形成など地域の特性を踏まえた整備を行う。

(2) 浄化槽の整備

集合処理する区域以外の地区については、人口の推移及び集中状況、地理的条件、経済性から総合的に評価し、個別に処理する合併浄化槽で生活排水・し尿を処理するため国環境省が所管となる「浄化槽設置整備事業」補助事業により、合併処理浄化槽の整備を進める。

(3) 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽は汚濁負荷が高く、水質汚濁の要因となっていることから、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進める。

(4) し尿・汚泥処理

浄化槽清掃・収集運搬業者に対し、適切な指導を行い、処理の適正化に努める。

し尿処理は、富良野広域による施設により昭和 47 年より広域的に実施し、現在に至っている。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本町は毎年計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

